

日之影町DX推進計画（概要版）

第1章 総説

1. 趣旨

本町においては、人口減少や少子高齢化など様々な課題に直面しており、その課題を解決するためデジタル化の推進が喫緊の課題となっています。そのため、様々な課題に対しデジタル技術を活用することで、さらなる「町民サービスの向上」と「業務の効率化」を達成すべく、日之影町DX推進計画（以下、「本計画」という。）を策定し、本町のデジタル化を計画的に推進します。

2. 計画の位置付け

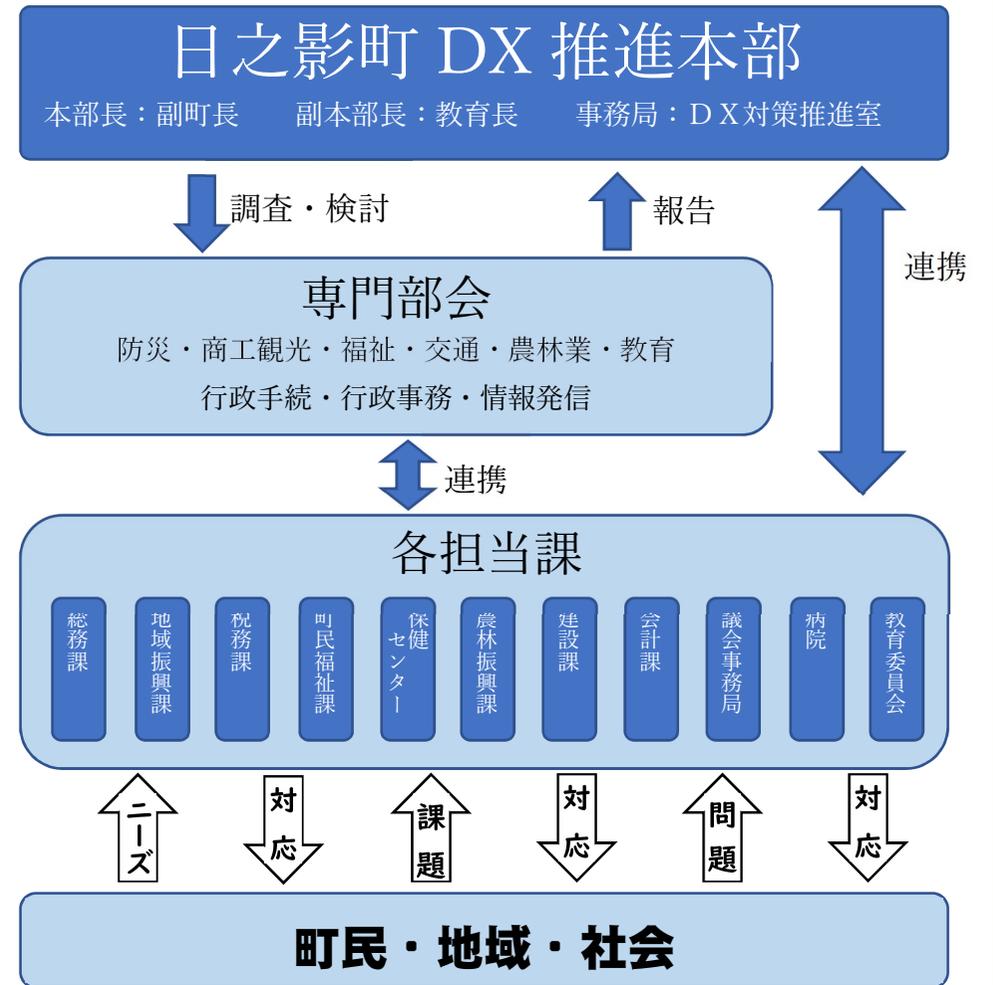
本計画は、第5次日之影町長期総合計画（後期計画）の下位計画として、総合計画で掲げる「住む喜びを実感し 笑顔あふれる 光さすまち 日之影」を実現するため、デジタル化の方向性を示すための計画と位置付けています。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、国の自治体DX推進計画の期間にあわせ、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間とします。

第2章 DX推進の方針

1. 日之影町DX推進計画の推進体制



2. 基本方針

～みんなで挑戦 デジタル化で住みよいまちづくり～

基本理念 『住む喜びを実感し笑顔あふれる光さすまち実現に向けたデジタル化の推進』

町民に寄り添うデジタル化の推進

生活における様々な場面にデジタルの恩恵を効果的に発現し、デジタル格差のない町民の幸福度を高める行政サービスの実現を目指します。

- マイナンバーカードでどこでも行政手続きの実現
- 笑顔あふれる福祉の実現
- オンデマンド交通の実現



様々な人が関わるデジタル化の推進

デジタルを効果的に活用し、町の特性や魅力を多岐に発信することで、各地の人々との変わりを増やし、みんなから親しまれ、注目されるまちづくりを目指します。

- 魅力あふれる観光情報の発信
- 地域産業のデジタル化の推進



誰もが学べるデジタル化の推進

デジタルを効果的に活用し、子供たちや大人、みんなの学びの後押しを図り行政・地域が一体となった誰もが能力を伸ばせる地域教育の形成を目指します。

- 子供たちが学校と家庭で学べる教育環境の整備
- 大人たちがデジタルを学べる
機会の創出



町を支えるデジタル化の推進

防災無線や光ファイバー網などの情報インフラを活用した行政デジタル化の推進により住みよいまちづくりを目指します。

- 防災情報の共有で地域を守る
- いつでもどこでも町の情報を
入手できる環境整備
- 行政事務の効率化と省力化



第3章 DX推進の施策

1. 町民に寄り添うデジタル化の推進

- ◆行政手続きのオンライン化
- ◆書かない窓口の導入
- ◆コンビニ交付システムの導入
- ◆コネクテッドカー導入
- ◆高齢者見守りシステムの普及促進
- ◆買い物支援システムの利用促進
- ◆母子手帳アプリの導入
- ◆子育てに関する情報発信の充実
- ◆AI オンデマンド交通システムの導入

2. 様々な人が関わるデジタル化の推進

- ◆町内事業者へのDX取り組み支援
- ◆公開型GISによる観光情報の提供
- ◆イベント参加申し込みのオンライン化
- ◆町内事業者のキャッシュレス決済導入促進
- ◆デジタル通貨の導入
- ◆スマート農林業の調査・研究及び導入支援
- ◆長距離無線式捕獲パトロールシステムの利用拡大
- ◆スマートHOKAKUアプリの導入
- ◆電子入札システムの導入
- ◆指名競争入札参加資格審査のオンライン化

3. 誰もが学べるデジタル化の推進

- ◆学校オンライン学習による学習効率の向上
- ◆プログラミング教育の充実
- ◆文化財の保存
- ◆公共施設予約システムの構築
- ◆スマートフォン教室の開催
- ◆デジタル人材の育成

4. 町を支えるデジタル化の推進

- ◆防災情報集約システムの利用促進
- ◆スマートフォンアプリによる防災・行政情報の発信
- ◆ホームページのリニューアル及びLINEの情報発信
- ◆自治体情報システムの標準化・共通化
- ◆議事録作成支援システムの活用
- ◆AI・RPAによる業務の効率化
- ◆公開型GIS（地図情報）による防災情報の提供
- ◆データ放送及び自主放送による情報発信
- ◆会計窓口におけるキャッシュレス決済の導入
- ◆タブレット端末導入によるペーパーレス化の推進
- ◆公用車の車両管理システムの構築
- ◆生成AIによる業務の効率化

5. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年（2014年）法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年（2015年）9月4日閣議決定）」、「日之影町情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律（平成15年（2003年）法律第57号）」及び「日之影町情報公開条例（平成14年（2002年）日之影町条例第2号）」に基づく適切なデータの公開と運用を図ることとし、データ活用に係る町民の不安を払拭します。